

令和 4 年度名古屋市教育委員会第32号議案

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

緑高等学校等における学級数の変動に伴い、生徒定員を変更します。

名称	課程	学科	生徒定員変動
緑高等学校	全日制	普通	960 → 1,000
山田高等学校	全日制	普通	840 → 880
西陵高等学校	全日制	総合	640 → 680
名古屋商業高等学校	全日制	商業	320 → 160
		オフィスビジネス	160 → 320
		情報処理	160 → 80
		I T ビジネス	80 → 160
若宮商業高等学校	全日制	総合ビジネス	240 → 120
		情報ビジネス	80 → 40
		会計ビジネス	80 → 40
		未来ビジネス	160 → 320

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(令和 5 年 3 月 24 日提出 総務部総務課)



名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立緑高等学校の項中「960 人」を「1,000 人」に改め、同表名古屋市立山田高等学校の項中「840 人」を「880 人」に改め、同表名古屋市立西陵高等学校の項中「640 人」を「680 人」に改め、同表名古屋市立名古屋商業高等学校の項中

「

商業	320人
オフィスビジネス	160人
情報処理	160人
I T ビジネス	80人

」

を

商業	160人
オフィスビジネス	320人
情報処理	80人
I T ビジネス	160人

」

に改

め、同表名古屋市立若宮商業高等学校の項中「240 人」を「120 人」に、「80

人」を「40人」に、「160人」を「320人」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市立高等学校学則（抜すい）

改 正 案				現 行			
別表（第 1 条関係）				別表（第 1 条関係）			
名称	課程	学科	生徒定員	名称	課程	学科	生徒定員
(略)				(略)			
名古屋市立 緑高等学校	全日制	普通	<u>1,000 人</u>	名古屋市立 緑高等学校	全日制	普通	<u>960 人</u>
(略)				(略)			
名古屋市立 山田高等学 校	全日制	普通	<u>880 人</u>	名古屋市立 山田高等学 校	全日制	普通	<u>840 人</u>
(略)				(略)			
名古屋市立 西陵高等学 校	全日制	総合	<u>680 人</u>	名古屋市立 西陵高等学 校	全日制	総合	<u>640 人</u>
(略)				(略)			
名古屋市立 若宮商業高 等学校	全日制	総合ビジ ネス	<u>120 人</u>	名古屋市立 若宮商業高 等学校	全日制	総合ビジ ネス	<u>240 人</u>
		情報ビジ ネス	<u>40人</u>			情報ビジ ネス	<u>80人</u>
		会計ビジ ネス	<u>40人</u>			会計ビジ ネス	<u>80人</u>
		未来ビジ ネス	<u>320 人</u>			未来ビジ ネス	<u>160 人</u>
		(略)				(略)	